

淀川水系流域委員会とは

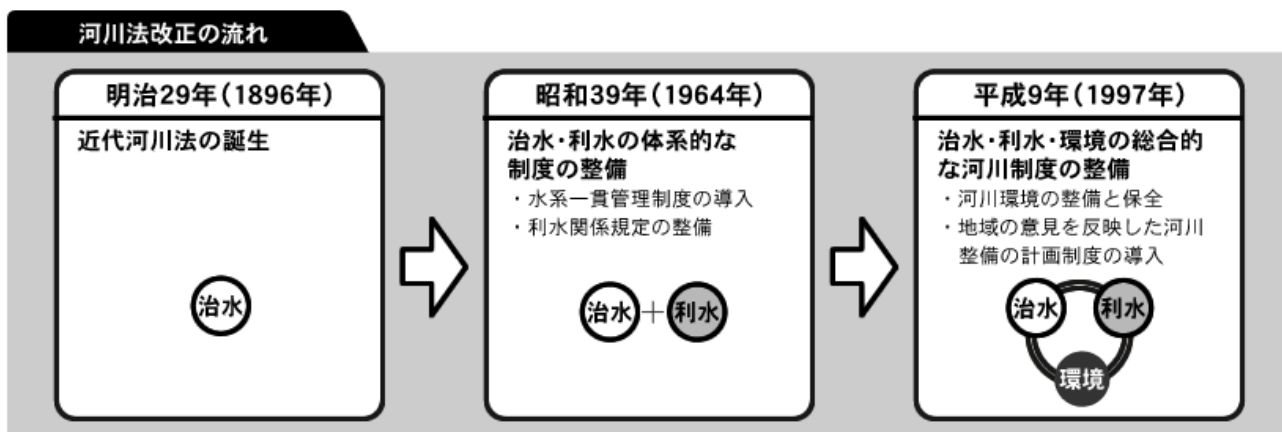
■設置の目的

平成9年の河川法改正に伴い、これまでの「治水」「利水」に加えて「河川環境の整備と保全」が法の目的に追加されました。また、これまでの「工事実施基本計画」に代わって、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」と、今後20～30年間の具体的な河川整備の内容を示す「河川整備計画」が策定されることになり、後者については、地方公共団体の長、地域住民等の意見を反映する手続きが導入されました。

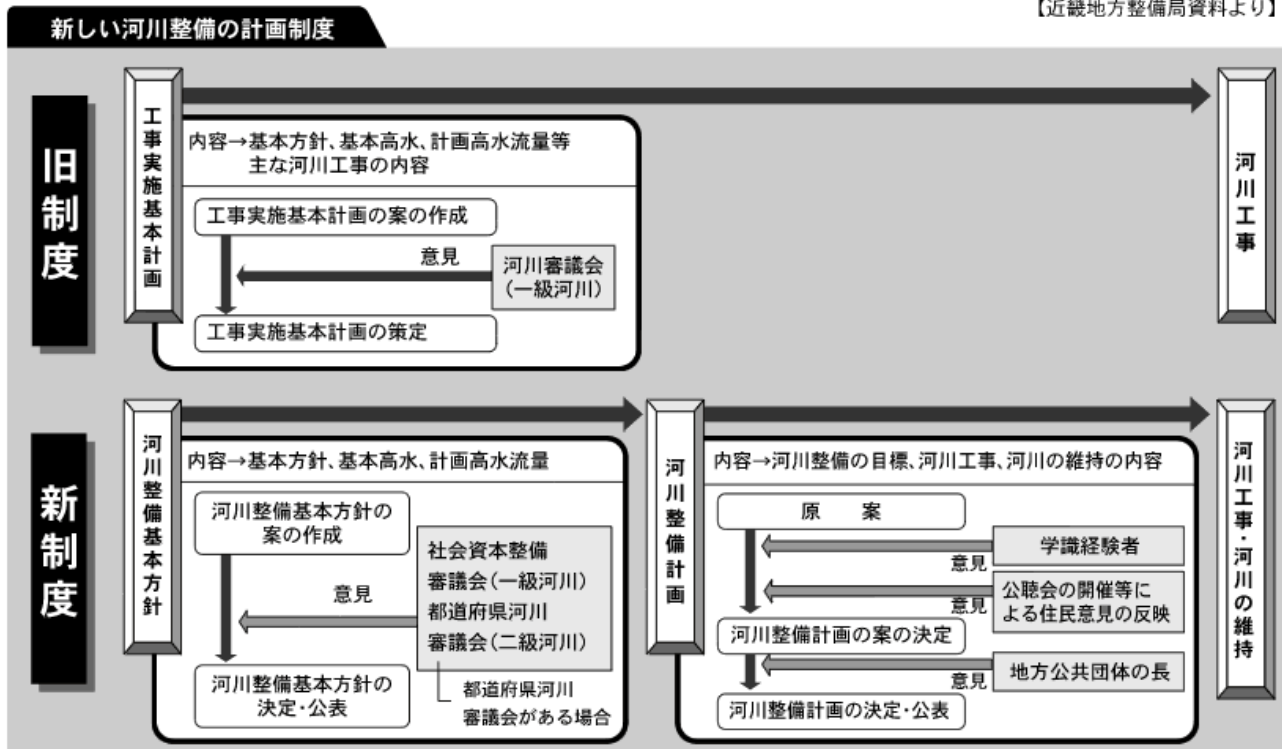
「淀川水系流域委員会」（以下流域委員会）は、淀川水系において「河川整備計画」について学識経験を有する者の意見を聴く場として、平成13年2月1日に近畿地方整備局によって設置されました。

■流域委員会の役割

- ①近畿地方整備局が策定する「淀川水系河川整備計画（直轄管理区間を基本）」に対して、意見を述べる。
- ②関係住民の意見の反映方法について意見を述べる。



【近畿地方整備局資料より】



【近畿地方整備局資料より】

■流域委員会の特徴

流域委員会は委員会と3つの地域別部会（琵琶湖、淀川、猪名川）および4つのテーマ別部会（環境・利用、治水、利水、住民参加）で構成され、53名の委員が所属しています。

流域委員会では以下のような、従来にない新しい方式を導入し、今後の公共事業の計画づくりのモデルになることを目指しています。

○ 準備会議において委員会の構成、メンバー等を審議

委員会の構成、委員の選出など委員会の内容は、有識者からなる準備会議にて審議を行い決定しました。また、委員選出においては一般からの公募も実施しました。

○ 委員による自主的な運営

検討内容、進め方等は委員が自主的に決定し、第三者的立場で民間企業が庶務としてその運営をサポートしています。

○ 審議のプロセス、内容の情報公開

会議及び会議資料、議事録等は原則として公開しています。

○ 幅広い意見の聴取

委員は、治水、利水、環境、人文その他の幅広い分野で構成されており、地域の特性に詳しい委員も多数含まれています。会議では一般傍聴者からの意見聴取も実施しています。



【近畿地方整備局資料より】



※()内は地域の特性に詳しい委員

■河川整備計画原案審議に向けて

近畿地方整備局の河川整備計画原案作成に向けて、河川整備のあり方を示した提言をとりまとめました。

今後は、この提言をもとに近畿地方整備局より示される河川整備計画原案に対する審議を行い、最終的に意見書を提出する予定です。